

議案第6号

葉山町と逗子市とのし尿及び浄化槽汚泥の処理の事務委託に係る協議について

逗子市のし尿及び浄化槽汚泥の処理に関する事務の管理及び執行を葉山町に委託するに当たり、別紙のとおり葉山町と協議することについて、議会の議決を求める。

平成30年2月6日提出

逗子市長 平井 竜一

(提案理由)

鎌倉市及び葉山町とのごみ処理の広域連携の覚書に基づき、葉山町の処理施設で逗子市のし尿及び浄化槽汚泥の共同処理を実施するに当たり、地方自治法（昭和22年法律第67号）第252条の14第1項の規定に基づく事務委託をするため、同条第3項において準用する同法第252条の2の2第3項本文の規定により提案する。

## 葉山町と逗子市とのし尿及び浄化槽汚泥の処理の事務委託に関する規約（案）

### （委託事務の範囲）

第1条 逗子市は、地方自治法（昭和22年法律第67号）第252条の14第1項の規定に基づき、し尿及び浄化槽汚泥の処理（収集及び運搬を除く。）に関する事務（以下「委託事務」という。）の管理及び執行を葉山町に委託する。

### （管理及び執行の方法）

第2条 委託事務の管理及び執行については、葉山町の条例及び規則その他の規程（以下「条例等」という。）で定めるところによるものとする。

### （経費の負担）

第3条 委託事務の管理及び執行に関する経費（以下「経費」という。）は、逗子市の負担とし、経費の額及び納付の時期は、葉山町長が逗子市長と協議して定める。この場合において、葉山町長は、あらかじめ、経費の見積りに関する書類（事業計画案その他財政計画の参考となるべき書類を含む。）を逗子市長に送付しなければならない。

### （予算の計上）

第4条 葉山町長は、委託事務の管理及び執行にかかる収入及び支出については、葉山町歳入歳出予算において分別して計上するものとする。

### （決算の場合の措置）

第5条 葉山町長は、地方自治法第233条第6項の規定により、決算の要領を公表したときは、同時に当該決算の委託事務に関する部分を逗子市長に通知するものとする。

### （経費の調整）

第6条 各年度における経費に対し、逗子市が葉山町に納付した額に過不足があるときの経費の調整は、翌年度の逗子市の納付額において行うものとする。

### （連絡会議）

第7条 葉山町長及び逗子市長は、委託事務の管理及び執行について連絡調整を図るため、必要の都度連絡会議を開くものとする。

### （条例等の制定又は改廃の場合の措置）

第8条 葉山町長は、委託事務の管理及び執行について適用される葉山町の条例等の制定、改正又は廃止をしようとする場合においては、あらかじめ逗子市長に通知しなければならない。

2 葉山町長は、委託事務の管理及び執行について適用される葉山町の条例等の制定、改正又は廃止がされた場合においては、直ちに当該条例等を逗子市長に通知しなければならない。

3 前項の規定による通知があったときは、逗子市長は直ちに当該条例等を公表しなければならない。

(その他)

第9条 この規約に定めるもののほか、委託事務の管理及び執行に関し必要な事項は、葉山町長及び逗子市長が協議して定める。

附 則

(施行期日)

1 この規約は、平成30年4月1日から施行する。

(条例等の公表)

2 逗子市長は、この規約の告示の際、併せて委託事務に関する葉山町の条例等が逗子市に適用される旨及びこれらの条例等を公表するものとする。